指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高岡地域担い手育成総合支援協議会

１　指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

沢川（そうごう）棚田、山川（やまかわ）棚田、
下山田（しもやまだ）棚田、東保新（ひがしぼしん）棚田
五位（ごい）棚田

範囲については、別添１のとおり。

２　指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

―沢川棚田、山川棚田、下山田棚田、東保新棚田及び五位棚田では、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地については、耕作放棄・遊休農地となっている箇所はない。令和６年度末まで引き続き現状を維持し、耕作放棄地又は遊休農地の新たな発生を、沢川棚田・東保新棚田では２ha 以内、山川棚田・下山田棚田・五位棚田では１ha 以内にする。

・担い手の確保

―沢川・山川・五位棚田では、新たな担い手１名以上を確保する。

・集落機能の強化

―下山田棚田では、棚田を活用し、ひまわりの迷路を作り参加してもらうイベントを開催し、令和６年度までに、年間の参加者 20 人を目指す。

―東保新棚田では、棚田での生産作物（えだまめを予定）の収穫体験を開催し、令和６年度までに、年間の参加者数 20 人を目指す。

（２）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

―令和６年度末までに、沢川棚田ののり面のうち、現状０㎡から 1000 ㎡に防草ネットの設置を行う。また、鳥獣被害防止用の電気柵の電力源について、バッテリー式のものとソーラー式のものを併用しているが（３：７の割合）、すべての電気柵についてソーラー式のものへと整備する。令和元年には約 2000 ㎡の鳥獣被害面積であった。電気柵の設置を進め、令和６年度には、被害面積を 1500 ㎡以内に抑える。

―山川棚田では、電気柵の設置や適切な草管理などによって、令和元年度において鳥獣被害は発生しなかった。今後も引き続き鳥獣被害の防止に努め、被害額を 30 万円/年　以下にする。

―下山田棚田では、数年前には約 10,000 ㎡の鳥獣被害があったものの、電気柵の設置により令和元年、令和２年 10 月現在は被害が出ていない。今後は、電気柵の増設や適切な草管理などに努め、令和６年度までに被害面積を 6000 ㎡以内にする。

―東保新棚田では、平成 29 年度から令和元年までに毎年 3000～4000 ㎡の鳥獣被害があった。電気柵の設置により令和２年 10 月現在被害は出ていないが、今後も電気柵の整備を進め、令和６年度まで現状を超える被害の発生防止に努めることとするが、多くとも被害面積が 10,000 ㎡を超えないようにする。

―五位棚田では、令和２年度において鳥獣被害は 50 万円発生したが、電気柵の整備と、防草シートの設置により鳥獣被害の防止に努め、令和６年度の被害額を 30 万円以内に抑える。

・生産性・付加価値の向上

―沢川棚田では、令和６年度までに密苗対応の田植機を１台導入する。

―山川棚田では、令和６年度までに共同利用のためのコンバイン１台を導入する。

―下山田棚田では、令和元年末の集積率 79%を令和６年度末までに 85％に６％増加させる。

―東保新棚田では、令和６年度までにラジコン草刈り機を１台導入する。

―五位棚田では、令和６年度までに AI 機能搭載の田植機を１台導入する。

（３）棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

―沢川棚田では、年に１度行っている棚田米を活用したもちつきの催しを行っている。それに加えて、今後５年間で、参加者で食べ物などを作る催しを新たに１つ行う。（計年２回　梅干しや漬物など、内容は検討中）令和６年までに、参加者 16 人（令和元年）から 20 人以上に増やす。

―山川棚田では、令和６年度末までに、棚田での生産作物（マコモダケ、マルイモ等を予定）の収穫体験を開催し、年間の参加者数 15 人を目指す。

―下山田棚田では、令和６年度末までに、景観作物（ひまわり）を 20ａ植栽し、地域の振興に繋げる。

―東保新棚田では、令和６年度末までに、景観作物（ひまわり）を 13ａ植栽し、地域の振興に繋げる。

―五位棚田では、棚田での生産作物（さつま芋）の植付けや収穫体験を行い、参加者を 30 人（令和２年度）から令和６年度末までに 50 人へ増やす。

３　計画期間

認定月～令和７年３月

４　各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（１）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添２の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

―全ての棚田において、中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定参加者の協力のもと、作物の栽培や農地の草刈り、水管理を行い、耕作放棄地や遊休農地の発生を防止する。

・担い手の確保

―沢川棚田では、集落内で退職を迎えた方を農作業に従事してもらえるよう呼びかけることや、若手農業者の募集を行うことで、担い手の確保に努め、継続して農業を行う。

―山川棚田では現在､県外出身者で農作業に携わっている者が１名いる(年間 60a ほどの作業)。集落内の農家が高齢化してきている中、今後も継続して農作業を行うために、この若手を育成し、より広い面積の作業を、集落の中心的存在として行ってもらう。また、中山間地域等直接支払交付金における構成員の一員とできるよう、農作業、事務作業の指導を行う。

―五位集落では、集落内で農作業に従事していた高齢者について、経営継承を促し、担い手の

確保に努める。

・集落機能の強化

—下山田棚田、東保新棚田では、新たにイベントや収穫体験を開催し、集落の発展、棚田の魅力発信に繋げる。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

—沢川棚田では、防草ネットを導入し、草刈りの作業時間を減らす。除草剤を使用せず防草ネットを活用することは、背の低い雑草を残すことになるが、雨水を吸収し、のり面の崩落の防止などに繋がる。農地の保全、棚田の景観の保全に努める。また、バッテリー式での電気柵では、バッテリー切れに気付かなかった時、イノシシ等の侵入を許してしまい、農地を荒らされる原因となっていた。すべての電気柵をソーラー式にすることで、電気柵の効果を途切れることなく発揮させ、農作物被害を防止する。

—山川棚田では、電気柵の適切な活用や草管理を引き続き徹底し、鳥獣被害対策を推進する。

—下山田棚田では、電気柵の適切な活用や草管理を引き続き徹底し、鳥獣被害対策に努める。乾電池式の電気柵は、全てバッテリー式のものに変える。

—東保新棚田では、電気柵の増設や草管理を引き続き徹底し、鳥獣被害対策を推進する。

—五位棚田では、電気柵の活用や草刈り等を行い、草管理をしているが、鳥獣被害額が令和２年度には 50 万円あった。防草シートをのり面や農道等に導入し、鳥獣被害額を 30 万円以下に抑えるように努める。

・生産性・付加価値の向上

—沢川棚田において、密苗対応の田植機を導入することによって、労働時間の削減をはかり、生産性の向上に努める。

—山川棚田において、コンバイン１台を導入し共同利用することによって、労働時間の削減をはかり、生産性の向上に努める。

—下山田棚田において令和元年を基準として、令和６年度までに計画的に農地を担い手に集積することにより、生産性の向上に努める。

—東保新棚田において、ラジコン草刈り機を導入することによって、スマート農業の推進及び労働時間の削減を図り、生産性の向上に努める。また、傾斜の急な法面での草刈りを機械で行うことで、安全性の確保も図る。

—五位棚田において、AI 田植機１台導入することによって、労働時間の削減をはかり、生産性の向上に努める。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

—年末に沢川集落内で開催しているもちつきの催しでは、ついた集落内で餅を販売・配布等を行っている。また、沢川集落内外からの参加者もおり、地域の賑わいに寄与している。もちつき以外のイベントも開催し、年間に行う回数を増やすことで、より一層の地域の賑わい、交流の場の創出に繋げる。

—山川棚田では、マコモダケを生産している。また、今年度から新たにマルイモの生産を行うこととしている。それらを収穫体験に活用することで、棚田地域での交流や地域振興に取り

組む。

―下山田棚田、東保新棚田では、それぞれの棚田を活用し、景観作物（ひまわり）を植栽し、棚田地域での交流や地域振興に取り組む。

―五位棚田では、棚田での生産作物（さつま芋）の植付けや収穫体験の実施により、棚田地域での交流や地域振興に取り組む。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない沢川棚田、山川棚田、下山田棚田、東保新棚田及び五位棚田については、本計画及び中山間地域等直接支払交付金において作成する集落協定書等に基づき、棚田での営農活動や振興活動を実施することとする。この５棚田については、協議会との連携も図りながら、棚田地域の振興、棚田の保全に努めていく。

５　指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高岡地域担い手育成総合支援協議会は、高岡市、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、高岡市農業者協議会から構成される

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

６　その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項